

2、3月の運転免許更新時講習のお知らせ

開催月日	開催場所	初回更新者講習(2時間)	優良運転者講習(30分)	普通運転者講習(1時間)	違反運転者講習(2時間)
2月1日(火)	天塩町社会福祉会館		13:00~		
2月5日(土)	豊富町定住支援センター「ふらっときた」		13:00~	14:00~	15:30~
2月19日(土)	遠別町生涯学習センター「マナビィ21」		13:00~		
3月1日(火)	天塩町社会福祉会館	10:00~	13:00~	13:45~	15:00~

後期高齢者医療制度のお知らせ

■高額介護合算療養費■

●高額介護合算療養費とは

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

申請される方は、住民生活課生活グループまでお申し出ください。

- ・後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ・支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担限度額	所得基準額
3割	現役並み所得者	現役Ⅲ	212万円	課税所得690万円以上
		現役Ⅱ	141万円	課税所得380万円以上
		現役Ⅰ	67万円	課税所得145万円以上
1割	一 般		56万円	住民税課税世帯で現役並み所得者以外の方
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ(※1)	31万円	(※1)
		区分Ⅰ(※2)	19万円	(※2)

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合(札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階) 電話 011-290-5601
住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812

屋根からの落氷雪事故防止などのお知らせ

毎年冬になると、沿道建物などからの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。皆さんも冬期間の生活に苦勞されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし不幸な事故を無くすため、次のことに注意するようにお願いいたします。

- 落氷雪事故の発生が懸念される沿道建物などについては、屋根に雪止めを設置してください。
- 既に雪止めが設置されている場合であっても、針金などの錆や老朽化などによる落氷雪事故が発生することもあるため、必ず点検し、破損などがある場合は早急に修繕してください。
- 落氷雪事故は気温が-3℃～3℃程度のときに発生しやすいため、早めの除雪を複数人で行い、歩行者や子供などには十分注意してください。
- 落氷雪があった場合は、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者などの通行の支障にならないように除去してください。
- 交通事故および交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。
- 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意してください。
- 軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないようにしてください。
- ビルの壁、窓枠、突出看板などからの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した氷雪は早めに除去してください。

北海道開発局・北海道・北海道警察・幌延町